

会 議 録

会 議 名	令和元年度野田市要保護児童対策地域協議会第2回代表者会議
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	1 野田市の児童虐待について（公開） 2 野田市児童虐待事件再発防止合同委員会について（公開） 3 児童虐待防止月間の啓発事業について（公開） 4 令和2年度事業計画（案）について（公開） 5 野田市における要保護児童の事例検討について（非公開） 6 その他（報告事項）（公開）
日 時	令和2年2月20日（木） 午後2時00分から午後3時45分まで
場 所	市役所8階 大会議室
出席委員氏名	三田茂男（二瓶委員代理）、松本良二、廣瀬哲也、森一貴、直井誠、平野紀幸、長妻美孝、初見憲一（木村委員代理）、大保一成、渡辺隆、戸邊敦子、大瀧奈緒、岡田一芳、長谷川志乃ぶ、茂木寿美子、鳩宿守、内田茂子、木村亨、太田央子、高橋峯生、眞島由起子、鈴木洋子
欠席委員氏名	横川しげ子、小松栄
事 務 局	今村繁（副市長）、代田明洋（子ども家庭総合支援課分室長）、松本和博（子ども家庭総合支援課長補佐）、小澤映典（子ども家庭総合支援課支援一係長）、宮下幸治（子ども家庭総合支援課支援二係長）
傍 聴 者	無し
議 事	野田市要保護児童対策地域協議会第2回代表者会議の会議結果（概要）は次のとおりである。
児童家庭課長補佐	<開会> 令和2年2月20日（木）午後2時00分、開会を宣言した。会議を一部公開とすることを説明した。会議録作成のため録音機を使用することについて了解を得た。
市長	<挨拶>
岡田会長	<挨拶>
岡田会長	議題1 野田市の児童虐待について説明を求めた。
子ども家庭総合支援課支援二係長	<資料1「野田市の児童虐待について」により説明する。>
岡田会長	議題1について、委員に意見を求めた。

	<p>< 質疑無し ></p> <p>議題 2 野田市児童虐待事件再発防止合同委員会について説明を求めた。</p>
子ども家庭総合支援課分室長	<p>< 資料 2 「野田市児童虐待事件再発防止合同委員会について」により説明する。 ></p>
岡田会長	<p>議題 2 について、委員に意見を求めた。</p> <p>< 質疑無し ></p>
	<p>議題 3 児童虐待防止月間の啓発事業について説明を求めた。</p>
子ども家庭総合支援課長支援一係長	<p>< 資料 3 「児童虐待防止月間の啓発事業について」により説明する。 ></p>
岡田会長	<p>議題 3 について、委員に意見を求めた。</p>
高橋委員	<p>議題 2 の件なのですが、いじめアンケートに関し、アンケートの実施についての保護者に対する説明はどのような形で行われていたのか、どのような説明をしたのかをお聞かせください。</p>
長妻委員	<p>以前は、アンケート後に個人面談をやっておりましたが、今年はアンケート前に個人面談を実施しました。その際に担任の先生から、今回は事件の事もあり不安感を与えたけれども、学校はきちんとみなさんを守るので、正直にアンケートを書いてくださいとすることを伝えていただき、困り感を正直に書いてもらえるような環境を作っていた上で実施しております。</p> <p>個人面談をアンケート後からアンケート前にすること、やり方を変えることに関して、保護者にも理解していただかなくてはいけないので、その点につき周知させていただきました。</p>
高橋委員	<p>アンケートを聴取した後、実は私はパパに、ママにという話が結構あると思うのです。これをどういう形で、アンケート結果を保護者に反映させるか、そのあたりはどのような仕組みになっているのか。</p>
長妻委員	<p>アンケートの中で虐待案件が出てきた時は、学校から、子ども家庭総合支援課分室に直接連絡があり、分室職員がすぐに学校に行き、直接子供に会うケースもありますし、内容によってはすぐに児童相談所に連絡し、児童相談所が本人の聞き取りを行うケースもあります。</p>
高橋委員	<p>自分の子供がどういうことを書いたかを、保護者側はどういう</p>

副市長	<p>形で知るのですか。</p> <p>通告者については、絶対に言わないということですので、保護者からの虐待ということがアンケートに書かれていれば、アンケートにそのようなことが書かれていたというようなことは、絶対に、保護者には言いません。</p> <p>保護者は、いじめアンケートをやっているということは知っておりますが、当然アンケートの内容、自分が書かれたことを知る権利はないですし、そういうことを言うてくる保護者はおりません。</p>
高橋委員	親に知らせるわけにはいかないという前提ということですか。
副市長	そうです。通告者は秘匿ですので、アンケートがきっかけということは、保護者には一切言いません。
岡田会長	議題4 令和2年度事業計画(案)について説明を求めた。
子ども家庭総合支援課支援二係長	<資料4「令和2年度事業計画(案)について」により説明する。>
岡田会長	<p>議題4について、委員に意見を求めた。</p> <p><質疑無し></p>
子ども家庭総合支援課分室長	<p>議題5 野田市における要保護児童の事例検討について説明を求めた。</p> <p><資料5「野田市児童虐待死亡事例検証報告書(公開版)」により説明する。></p>
岡田会長	議題5について、委員に意見を求めた。
高橋委員	30年1月15日だったと思うのですが、この問題のアンケートを父親に開示した、この開示行為に対する評価、また、今後どうあるべきか、ということも含めた、意見は報告書ではどういう取り扱いなのでしょう。
今村副市長	アンケートを見せたことに関しまして言えば、野田市個人情報保護条例違反だということを委員会の中でも確認しております。
松本委員	誤りに陥った理由というのはなんですか。
今村副市長	見せてくれと言われた時点で、個人情報保護条例の窓口である市長部局の総務課に相談すれば、当然見せたらいけないというこ

	<p>とになったのですが、教育委員会の中でそのような意識が足りなかったということがあります。</p> <p>また、本人同意を持ってきたということで、同意書を見せられ、威圧感から恐怖に駆られて見せてしまったというのが実際でして、再発防止としては、先ほど述べたように教育委員会指導課内に子ども家庭総合支援課分室を置いており、今来ればそのようなことはございませんし、教育委員会には弁護士を教育委員会のアドバイザーとして置いております。合同委員会の中でも法的マインドが先生の中に足りなかったという指摘があり、その辺をしっかりとし、植え付けていくための再発防止策を実施しております。</p>
高橋委員	<p>親が子供を虐待していることは明らかに犯罪行為であり、犯罪が発生しているかもという状態を、関連当事者が認知した場合に、それをどう阻止すべきか、そういう議論であると思います。</p> <p>私は検事経験者の弁護士のため、そのように考える傾向があるのかもしれませんが、加害者に加害行為が露見しているということ認識させることが、出発点なのではないかという気がします。加害者が加害者意識を持っていないことは往々にしてあることで、あなたは犯罪行為をしているという指摘をする、親に事実がばれたということを知らしめるということがスタートになると思います。</p> <p>ですので、親にアンケート、子どものSOSを知らせるわけにはいかないという発想自体が私はおかしいと思うのです。そうすると他で証拠固めをして、お前はこういうことをやったのだという方法しかとれなくなってしまいます。</p> <p>まず子どもが、被害者が、そういうことを親がしたと訴えているという事実の重みというものを受けとめ、それを、即座に親に話をして対応を図るといった形がやはり一番合理的なのだと思います。子供がこう言っているのだという指摘、それを行う場というのを、オフィシャルな形で作るべきだと私は思っています。私の感覚的な見解ですけれども。</p>
松本委員	<p>今年度からの委員なので伺いますが、実務者会議は、この事件が起こる前は開かれてなかったのか、それともうまく機能してなかったのか、どちらですか。</p>
副市長	<p>後者です。毎月開催していましたが、事件が起こった時も、管理件数が166件あり、会議時間2時間程度でしたので、基本的には報告会のような形で、今後の方針の審議よりも、経過報告をして終わるといったものでした。議題に上げたケースも、前月の経過報告をし、意見が出ずに終わるといったような形を繰り返していたのが現実です。</p> <p>ですので、事件後、実務者会議については、私が当面の間座長</p>

<p>長谷川委員</p>	<p>になって毎月開催しておりますが、しっかりと審議するということを基本とし、実質的にどういう支援をするべきなのか、個別支援会議を開いて介入すべきなのかということ審議する場に変えました。ですが事件当時は、経過報告の場、残念ながらそういう場ではございません。</p> <p>資料1の1ページのグラフを見ると、100件ぐらい相談対応件数が増えていますが、これはそもそも虐待の人数が増えているのか、それとも事件があったから、もっと相談してよいのだと考える市民が増えたからここまで上がったのか。</p>
<p>副市長</p>	<p>虐待の件数が増えたのではなく、把握する件数が増えていると思います。教育委員会に子ども家庭総合支援課分室を置き、学校、先生からの相談があれば学校に直接出向いておりますし、それから、事件後には189のリーフレットの全戸配布なども野田市では実施しておりますので、地域の人達からの、ちょっと心配な子がいるとの報告、そういうものも増えていると思います。実際に起こっている虐待の件数が増えたというよりも、今まで隠れていた虐待が出てきていると認識しております。</p>
<p>茂木委員</p>	<p>偶然かもしれないのですが、事件後、突然一時保護となるケースがすごく増えました。</p> <p>市町村のレベルでの、最終手段に近いものが、一時保護なのかなと思っておりますが、安易に措置を取りすぎているような感じがしたことが、これまでに何度かございました。</p> <p>一時保護が必要かもしれないような状況を把握したり、通告が入った後に、フォローしていく体制が大事になると思っています。とりあえず一時保護をするというのではなく、その前段階での、フォローの仕方というのでしょうか、何か取り組みがあるのでしょうか。あと、新しく課を作られたということですが、その中で専門職の方、どんな方が、メンバーになっているのでしょうか。</p>
<p>副市長</p>	<p>まず、一時保護については、児童相談所の権限ですので、一時保護を決定するのはあくまで児童相談所の権限で、児童相談所の判断で決定しております。</p> <p>ただ、一時保護については、児童相談所から後で説明があると思いますが、とにかく子供の安全を守ることが第一ですので、児童相談所でも緊急受理会議を開き、組織として一時保護の決定をしておるので、とりあえず決定というような形で、一時保護をするという考え方で、一時保護はしておりません。</p> <p>あくまで子供の安全を守るために一時保護が必要だというような判断をしているということをご理解いただきたいと思います。</p>

<p>三田様（二瓶委員代理）</p>	<p>子ども家庭総合支援課の専門職については、臨床心理士、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士で、あとはケースワーカーとなります。</p> <p>一時保護については、まず通告受理機関としては市町村と児童相談所、町村は県の健康福祉センターもあるのですが、基本的には野田市と柏児童相談所で虐待通告受理機関ということになります。</p> <p>野田市が虐待通告を受理したらある程度の判断、アセスメントをし、これは市では対応できないケースということになると、そこで初めて児童相談所に送致し、児童相談所で一時保護の検討を行います。ただ、調査をする時間がなかったりすることもあり、調査保護ということで、虐待の疑いで保護するということが、事件後は多くなっていると思います。</p> <p>一時保護所は、定員25名のところ、今は40人を超える保護児がいる状態で、ほかの見相もそうですが倍近くはいる状態です。</p> <p>それでも、本当に一時保護適当だということで、送致となった場合には、基本的には一時保護を前提に調査をしますが、調査の結果一時保護しないこともあります。一時保護に関しては、児童相談所で一時保護をする、しないを判断するものであり、野田市が一時保護するわけではありませんので、その点については誤解があったと思います。</p>
<p>岡田会長</p>	<p>議題6 その他について説明を求めた。</p>
<p>子ども家庭総合支援課支援一係長</p>	<p><資料6 「令和2年度野田市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員の任期について」に基づき説明></p>
<p>岡田会長</p>	<p>議題6 について、委員に意見を求めた。</p> <p>その他質問等がないため、午後3時45分、閉会を宣言した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>